

【日専連 E T C カード会員規約】

第 1 条 (ETC 会員)

ETC 会員とは、株式会社日専連ペネフル（以下「当社」という。）のクレジットカード（以下「親カード」という。）の会員で、当社の定める会員規約、本規約を承認のうえ、当社に ETC カード利用者として所定の方法で入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第 2 条 (カードの貸与・有効期限・管理責任等)

1. 当社は ETC 会員に対して、前条に記載した親カードに追加し、ETC カードを 1 枚発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
2. ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。万が一他人に貸与したり、車両内に放置する等により第三者による不正使用があった場合、ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。
3. ETC カードの有効期限はカードに表示し、当社が引き続き ETC 会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。

第 3 条 (ETC)

1. ETC とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別法に基づく有料道路事業者のうち、当社が業務提携する料金決済契約者と ETC 決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」という。）の料金所に設置した道路側アンテナと車両に取り付けられた車載器（以下「車載器」という。）との無線交信を行うことにより、有料道路の通行料金（以下「通行料金」という。）を料金所においては支払うことなく、通行することの出来る仕組みをいい、ETC が利用できる料金所を ETC 料金所といいます。
2. ETC 会員は、ETC の利用に関する本規約に定める以外の事項については、別途定める「ETC システム利用規定等」に従います。
3. 当社は、当社の責めによらない車載器などに起因して発生した事項および有料道路通行時に発生した事項については、責任を負いません。

第 4 条 (カードの利用方法)

1. ETC 会員は、ETC カードによる ETC の利用により道路事業者に支払うべき通行料金を、当社が ETC 会員に代わって道路事業者に立替払いをすることを当社に委託するものとします。
 2. ETC 会員は、ETC カードを、ETC の利用規定に従って、正常に取り付けられた車載器に挿入することにより、ETC を利用することができます。
- また、道路事業者所定の料金所においては、無線交信によらず、ETC カードの提示により ETC を利用することができます。

3. ETC 会員は、道路事業者が記録した通行記録をもって正規の通行料金とみなして当社が立替払いすることに異議なく承諾します。

第 5 条（お支払等）

1. 第 4 条 1.に基づいて、ETC カードの利用により当社が立て替えた通行料金は、親カードによるカードショッピングの利用代金と同様に扱われるものとします。なお、ETC 会員の利用代金のお支払いは 1 回払いのみとします。

2. 前 1 項の利用代金は、道路事業者の請求データに基づくものとし、ETC 会員は当社に対して当該請求データの全額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、ETC 会員と道路事業者間で解決するものとします。

第 6 条（解約および会員資格の取消等）

1. ETC 会員の都合により解約するときは、当社所定の方法で届出を行い、同時に ETC カードを返却または、切り込みを入れる等利用できない状態にして破棄するものとします。

2. ETC 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は ETC 会員に通知することなく、ETC カードの利用停止または ETC 会員の資格および親カードの会員資格を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該カードの無効を通知することができます。

- (1) 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。
- (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (3) ETC カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
- (4) その他当社が ETC 会員として不適格と判断した場合。

3. 前項 2.に該当し、当社および有料道路事業者が ETC カードの返却を求めたときは、ETC 会員はすみやかにカードを返却するものとします。

4. ETC 会員が親カードの会員資格を取り消された場合または会員を解約した場合、当然に ETC 会員の資格も取り消されるものとします。

第 7 条（道路事業者への情報提供）

ETC 会員は、当社が妥当と判断した場合に道路事業者に対し、必要な範囲で ETC 会員の情報を提供することを予め承諾するものとします。

第 8 条（免責）

当社は、ETC カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第 9 条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、民法の定めに基づき、予め、効力発生日を定

め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で ETC 会員に周知したうえで、ETC 会員と個別に合意することなく、本規約を変更することができるものとします。

- （1）変更の内容が ETC 会員の一般的な利益に適合するとき。
- （2）変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により ETC 会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に ETC 会員が本規約に係る取引を行ったときは、ETC 会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第 10 条（会員規約の適用）

本規約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

【個人情報の取り扱いに関する同意条項】

第 1 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」という。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- （1）本契約に係わる申込書等に記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、E メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況。なお、入会申込書及びお送りいただいた書類は返却いたしません。
- （2）本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座等
- （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、支払日、完済日、遅延等の返済状況
- （4）本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- （5）当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- （6）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく運転免許証・パスポート等の本人確認書類、貸金業法に基づく収入証明書等、取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- （7）インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で会員等が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所及び請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）

（8）非対面取引で、会員等が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語・IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）

2. 会員等は、当社が本契約に関する与信業務並びに回収業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項(1)(2)(3)(4)(5)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、利用することに同意します。

3. 会員等は、当社の事務「コンピュータ事務、代金決済事務、付帯サービス（特典を含む）の提供及びこれらに付随する事務等」を業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項(1)(2)(3)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

4. 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、非対面取引で、非対面取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行うことに同意します。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員等の財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、非対面取引情報及びデバイス情報を、不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また、当該事業者は、会員等によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提供する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、当社のホームページ内の本人認証サービスに関する案内にて確認できます。

第2条（個人情報の利用）

会員等は、当社が与信及び与信後の管理目的以外に、クレジット事業、キャッシング事業、保険事業、リース事業、その他これらに付随する事業の下記の目的のため第1条第1項(1)(2)(3)(4)(7)の個人情報を利用することに同意します。

（1）電話及び電子メールその他の通信手段の方法による新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

（2）市場調査、商品開発

（3）宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

（4）録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容及び当社対応状況その他会員等と当社との会話の内容の再確認及びコミュニケーターの対応評価や教育研修に活用

（5）刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページによってお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用及び個人信用情報機関への信用情報の

提供)

1. 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員等は、以下の事項に同意します。

(1) 当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（注）及びこれと提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、会員等に関する信用情報（第3項（1）に定める情報をいう。以下同じ。）をこれら個人信用情報機関に照会します。

(2) (1)の照会により、これら個人信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）に提供することを業とするものといいます。

2. 個人信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員等は、以下の事項に同意します。

(1) 当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する個人信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該個人信用情報機関において下表に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6ヶ月間
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間

(2) (1)により、当社が提供する信用情報は以下のとおりです。

会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、本人確認書類の記号番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報）。債権譲渡等取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡、等）。

3. 個人信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事

業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること及び加盟事業者に提供することに同意します。

（1）個人信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する個人信用情報機関は、以下の信用情報を保有します。

①第2項（1）により、当社を含め、個人信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②個人信用情報機関が収集した①以外の情報

③個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

（2）個人信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する個人信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

（3）個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する個人信用情報機関は、信用情報（（1）①②③）を加盟事業者へ提供します。

また、信用情報（（1）①）を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 会員等は、本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、当社が加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟事業者に提供されることに同意します。

5. 当社が加盟する個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は本同意条項に記載の個人信用情報機関とします。

6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、会員等に別途、書面（電磁的記録を含む。）により通知し、同意を得るものとします。

第4条（個人情報の第三者への提供・利用）

1. 会員等は、当社が第1条第1項（1）（2）（3）の個人情報に保護措置を講じた上で個人情報の取り扱いに関する契約を締結した当社の提携加盟店等に提供し、当該提携加盟店が取扱商品等のお知らせやセール等の営業案内の為に利用することに同意します。

2. 提携加盟店等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年以内とします。なお、提携加盟店等における個人情報の利用期間については、提携加盟店にお問い合わせください。

第5条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社及び本同意条項に記載する個人信用情報機関、提携加盟店に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- （1）当社に開示を求める場合には本同意条項末尾に記載の当社お客さま相談室に連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ、情報誌等）によってもお知らせしております。
- （2）個人信用情報機関並びに提携加盟店に開示を求める場合には本同意条項に記載の個人信用情報機関、提携加盟店に連絡して下さい。
2. 前項の開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書画面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合、本契約をお断りする場合があります。ただし、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用中止の申出）

1. 本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。
2. 前項の申出があった場合、当社は、会員の希望する期間、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【加盟個人信用情報機関】

本契約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

○株式会社シー・アイ・シー（C I C）（割賦販売法・資金業法に基づく指定信用情報機関）

電話番号 0570-666-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

* 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

【加盟個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020 ホームページアドレス : <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

* 全国銀行個人情報信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

○株式会社日本信用情報機構 (資金業法に基づく指定信用情報機関)

電話番号 0570-055-955 ホームページアドレス : <https://www.jicc.co.jp/>

* 株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

【お客さま相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 個人情報の開示、訂正、削除についての会員等の個人情報に関する問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面について及び個人情報の利用中止のお申し出に関しては下記にご連絡ください。

株式会社日専連ベネフル お客さま相談室

登録番号 福岡県知事 (5) 第 08671 号

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町 1-6-15

電話番号 (093) 521-7211 (受付時間 : 平日 10:00~16:00)

認定個人情報保護団体

一般社団法人日本クレジット協会 相談受付

〒103-0016 東京田中央区日本橋小網町 14- 1 住生日本橋小網町ビル 6F

電話番号 03-5645-3360

3. 資金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡ください。

日本資金業協会 資金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15

電話番号 03-5739-3861